

国境なき医師団 (MSF) の行動規範一定義

就業

「就業中」とは以下のような状況を指します。

1. 以下のいずれかがあてはまるスタッフ全員 1) 通常の勤務地内か外のいずれかで、MSF の職務を遂行しているとき、2) MSF の建物内にいるとき、3) 勤務時間中
2. いずれかのスタッフが、MSF の構成員または代表とみなされる、あらゆる事例。これには以下が該当します。
 - MSF の車両を利用している場合や、MSF であることを表す物を身につけている場合
 - 採用された場所と異なる場所へ配属された場合 (外国人派遣スタッフほか、MSF の職務を遂行するため、臨時ないし期間を定めない形で勤務地の移ったスタッフ全員。)
 - MSF の指導部全員、MSF 機関の理事全員、事務局長全員、全 MSF 機関のディレクターや部署長全員、アドボカシー・代表スタッフならびにコーディネーター全員。

子ども

- MSF 行動規範第四条にて次のように定めています。「MSF スタッフとオペレーショナル・パートナーは児童への虐待・搾取・暴力を容認せず、子どもとの性的関係は持たないものとする。」
- 子どもの定義は国連「児童の権利に関する条約 (通称『子どもの権利条約』)」に基づいています。この条約は、子どもとは「18 歳未満のすべての者をいう。ただし、子どもに適用される法律の下でより早く成人に達する場合はこの限りではない」と定義しています。つまり、子どもとみなされる年齢は、国によって異なる可能性があります。
- 履行にあたって、各 MSF 機関は、子どもに適用される現地法に応じて、行動規範の条文を適用していくことになります。外国人派遣スタッフは、雇用契約書を出す国の法律にも配慮する必要があります。

スタッフおよびオペレーショナル・パートナーの意味範囲

- 「スタッフ」とは: 就業中の全従業員、ボランティア、日雇い
- オペレーショナル・パートナー: コンサルタント、MSF から何らかの勧奨を受けている (保健省、NGO 等々の) スタッフ、訪問者 (MSF プロジェクトや事務所に来たジャーナリスト、客員科学者、大口寄付者など)
- 行動規範は、アソシエーション会員全員と、活動地に来た外国人派遣スタッフの被扶養者にも適用される。

別紙 国境なき医師団 (MSF) 一行動規範

前文

MSF は自らを責任ある雇用主かつアソシエーションとみなしています。それを支えているのは、構成員の責任ある行動です。容認し難い行為の予防・発見・対処にあたって、従業員と雇用主は相互に補完しあう役割を担っています。MSF スタッフは何らかの方法で、患者および、直接的な援助の対象者へ、下記に掲げる行動規範を伝えるものとします。

MSF は内規として、スタッフ全員(海外派遣者、ボランティア、日雇いなどの従業員)と(コンサルタントや訪問者などの)オペレーショナル・パートナーが下記の規範を理解・遵守するとともに、業務上の行動および個人としての行動に反映し、これに従うものとします。これが実現されない場合も、MSF は組織内の各所に通報ルートを設けており、いかなる不順守事例にもしかるべき処置が伴うこととなります。

下記の行動規範は最低限の行動基準とみなされています。勤務地の環境と活動分野によっては、さらに詳細な規則が適用される場合があります。

行動規範

1. MSF スタッフとオペレーショナル・パートナーは尊敬の念をもって行動し、人種、個人的見解、ライフスタイル、ジェンダー、性的指向、社会経済的背景、出自、宗教、信条、その他のアイデンティティーの指標を理由に、患者、同僚、地元住民を差別しないものとする。
2. MSF スタッフとオペレーショナル・パートナーはいかなる人に対しても、身体的虐待(身体的暴力、性的攻撃、その他の身体的な虐待)や、心理的虐待(いじめ、権能の濫用、ハラスメント、差別、えこひいきなど)を行わないものとする。
3. MSF スタッフとオペレーショナル・パートナーはいかなる場合であろうと、(性的につけこむ、経済的につけこむ、社会的につけこむなど)最大限に想定される範囲で他者の弱みにつけこむ行為を容認しないものとする。これに該当するのは、就業中に、性産業従事者の利用を含む性的行為への引き換えとして、物品・便宜・労務の提供をはかる行為などである。
4. MSF スタッフとオペレーショナル・パートナーは児童への虐待・搾取・暴力を容認せず、子どもとの性的関係は持たないものとする¹。
5. MSF スタッフとオペレーショナル・パートナーは、私利のために立場を利用しないものとする。スタッフならびに会員各自は MSF の資源(建物、物品、資金、評判、印象など)を配慮と注意を払って、団体と援助対象者の利にかなうように用いるものとする。

¹ 1989年11月20日に総会決議44/25として採択の上、署名・批准・加入に付され、1990年9月2日に発効した国連子どもの権利条約第一条「この条約の適用上、子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、子どもに適用される法律の下でより早く成人に達する場合はこの限りではない」に則ったもの。